

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-65号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第3 （第33条関係）		別表第3 （第33条関係）	
委任事務	委任を受ける者	委任事務	委任を受ける者
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>2</u> 第28条第7号に掲げる職に採用する場合の職員の選考に関する事務	任命権者		
<u>3</u> (略)	(略)	<u>2</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第36条関係）

条件付採用期間の延長承認結果通知書					
文書番号	第	号	年 月 日		
任命権者 様					
新潟県人事委員会事務局長 ㊤					
年 月 日付け 第 号で申請のあつた条件付採用期間の延長について、下記のとおり承認したので通知します。					
記					
所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長を承認する条件付採用期間	備 考

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。